

令和7年度 第1回我孫子市生涯学習審議会会議録

1 会議の名称 令和7年度第1回我孫子市生涯学習審議会

2 開催日時 令和7年7月29日(火)午前10時

3 開催場所 我孫子市教育委員会 大会議室

4 出席した委員及び出席した職員の氏名

出席委員 渡邊 陽一郎 白水 智 羽田野 茂美 小池 精子 山田 陽子
小泉 伸夫 番場 朋子 久東 寿子 佐々木 みどり 渡邊 敦子

欠席委員 海野 義彦 山口 恭平

出席職員 教育長 丸 智彦

生涯学習部長 菊地 統

生涯学習部次長(兼)文化・スポーツ課長(兼)白樺文学館長
(兼)杉村楚人冠記念館長 辻 史郎

生涯学習課長(兼)生涯学習センター長(兼)公民館長 斉藤 幸弘

鳥の博物館長 大山 絢子

図書館長 中山 千草

生涯学習課主幹(兼)企画調整係長 段林 恭子

文化・スポーツ課長補佐(兼)スポーツ振興係長 永田 正三

鳥の博物館長補佐(兼)博物館係長 木村 亜由美

図書館長補佐(兼)総務係長(兼)湖北台分館長 星 美代

生涯学習課主任主事 吉岡 拓

生涯学習課 佐藤 典幸

5 議題

(1)会長及び副会長の選任について

(2)我孫子市ホテル等審査会委員の選任について

(3)生涯学習推進計画実施計画事業調査について

6 報告事項

- (1)我孫子市第三次生涯学習推進計画・実施計画(改定案)について
- (2)我孫子市スポーツ推進計画について
- (3)我孫子市文化財保存活用地域計画について
- (4)我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画について
- (5)我孫子市子どもの読書活動推進計画(第二次)について
- (6)ミニ移動図書館「めるへん号」について
- (7)あびこ電子図書館について

7 公開・非公開の別 公開

8 傍聴人及び発言者の数 1人(発言者の数 1人)

9 会議の内容

○事務局(佐藤) それでは定刻となりましたので、これより令和7年度第1回我孫子市生涯学習審議会を始めさせていただきます。初めに本日の会議でございますが委員定数12人に対しまして本日は10人の出席となっております。これは委員の過半数を超えておりますので我孫子市生涯学習審議会条例第6条第2項の規定により、本日の会議が成立することをご報告いたします。

それでは初めに教育長からご挨拶をいたしますが、本来ですと教育長からお一人お一人委嘱状をお渡ししたいところでございますが、時間の関係もございますので、皆様の机の上に、委嘱状は配らせていただいておりますので、ご了承ください。それでは教育長お願いいたします。

○教育長 それでは改めまして皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、また大変厳しい暑さの中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、この度は審議会の委員をお引き受けいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

しかし暑いですね。ちょっと怖いぐらいの暑さという表現がぴったりかなというふうに思っております。実際に1学期が終わって約10日間、この間は熱中症で小・中学生が救急搬送されるということはなかったんですね。でも、この10日間に中学生が2人ほど部活動で搬送されています。それも体育館で、中学校の体育館にはエアコンが付いているんですけども、やはり睡眠不足、それから朝食をとっていなかった。というところがございます。これから残りまだ30日以上子どもたちは夏休みが続きますので、ぜひ健康には十分気を付けてほしいと思います。

それでは本題に入りますけれども、私は生涯学習審議会というのは、教育委員会全体の中でも一番幅広い内容を審議する会議体だと思っております。教育委員会というと、どちらかというと学校教育がメインじゃないかというような印象がございますけれども、学校教育

というのは、一生涯の中で本当に限られた極めて短い期間でございます。ですので、これは生涯学習の一部というふうによく私も学校の教職員には話をしているところです。しかし、生きていく上で、必要な知識であるとか考え方とか生活のあり方を育む大切な時期なんだということを話しております。幼稚園、こども園、小中学校等で学んだことを、生涯を通じて、より一層深めて、地域や生活の中に生かしていくことが、生涯学習なのかなと考えています。現在、我孫子市では「学び、活かし、そしてつながるまち我孫子」を生涯学習の基本方針として、生涯学習推進計画第三次を進めております。

委員の皆様方には豊富なご経験、そして知識を十分に発揮していただきまして、我孫子市の生涯学習活動のより一層の推進にご尽力いただけると嬉しいなと思っております。

簡単ではございますけれども、私からの挨拶といたします。任期 3 年となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(佐藤) ありがとうございます。それでは続きまして本日は、改選後第 1 回目の審議会でございますので、委員の皆様にも一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。お配りしております名簿の順番でお願いしたいと思います。では羽田野委員からお願いできますでしょうか。

○羽田野委員 おはようございます。私は現在、湖北台の慈鋳保育園の保育士をしております。そして千葉県の保育アドバイザーとして月 2 回ほど、松戸の保育園へ行っております。それと民生委員、あと地区社協の委員もしております。よろしくお願いいたします。

○小池委員 おはようございます。私は我孫子市少年指導員連絡協議会から参りました。一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○山田委員 山田陽子と申します。我孫子市国際交流協会から参りました。私は主に外国人の方の日本語指導をしております。前には学校派遣で外国人の子どもさんの勉強を見ていました。よろしくお願いいたします。

○小泉委員 おはようございます。2 期目となります、よろしくお願いいたします。3 年前にもお話したかも知れないですけど、私は鳥の博物館友の会選出ということになっていますけれど、もう 20 年以上この博物館の活動のお手伝いをさせていただいています。3 年ほど前に農研機構を退職して、やっと地元で本腰を入れられるようになったということで、こちらやらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○番場委員 こんにちは。初めまして。私、番場朋子と申します。我孫子の東の外れの方にあります幼保連携型認定こども園、布佐宝保育園の園長をしております。私は多分、生涯学習の中でも、幼少期、乳幼児期の教育の方に携わらせていただいています。いろいろわからないことばかりなんですけれど、これから一緒に勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

○久東委員 おはようございます。久東寿子と申します。我孫子市三曲協会の会長をしております。三曲協会の三曲というのは、琴、三味線、尺八です。私も初めてで、すごくどうい

うことを活動するのか勉強しながら、楽しみに参加させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員 おはようございます。我孫子市スポーツ協会から参りました佐々木みどりです。よろしくお願いいたします。

○渡邊(陽)委員 おはようございます。私はあびこ子どもネットワークからの委員として参りました渡邊陽一郎と申します。私、やっていることを上げていくと明日になってしまいますので、このくらいにしておきます。これからもよろしくお願いいたします。

○白水委員 中央学院大学の白水と申します。現在、大学の生涯学習センターのセンター長をさせていただいています。それから長野県北部で地震が10数年前にありまして、そのときから文化財の保全活動をずっと現在も続けております、何かの形でそういう知見が生かせればと思います。よろしくお願いいたします。

○渡邊(敦)委員 こんにちは。公募委員の渡邊敦子と申します。私は一昨年退職しましたので、生涯学習をととても身近なものに感じるようになりました。この機会にいろいろ学びたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○事務局(佐藤) 皆様大変ありがとうございました。

この後、教育長は別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

それでは次に本日の会議に出席しております職員を紹介いたします。部長から願います。

○生涯学習部長 教育委員会生涯学習部長の菊地と申します。皆さん、よろしくお願いいたします。長いこと公民館とかの館長なども含めて都合今7年目となります。その前まで障害福祉の方をずっとやっておりまして、こういった知見が教育の方に生かせないかどうか、ということで望んで今の仕事をさせていただいております。思ったことはやはり生涯学習というのは学ぶことだけではないと学び合うと、やはりいろんな知見があっていろんな考え方があるということをお互い知るという事が大事だと思っていました。コロナの間にはですね、いろんな勉強会というのがたくさんあったんですが、やはり顔を突き合わせて、いろんなことを知っていただくということは、とても大事だというふうに思っております。こういったものを私達社会教育、生涯学習の方では、今後展開していきたいと思っておりますので、皆様のいろいろなご意見を伺っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○文化・スポーツ課長 生涯学習部次長兼文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人館記念館長を務めております辻と申します。この後、別の公務がありまして席を中座いたしますが、引き続きよろしくお願いいたします。

○文化・スポーツ課長補佐 皆さんこんにちは。文化・スポーツ課の課長補佐の永田と申します。よろしくお願いいたします。

○鳥の博物館長 こんにちは。鳥の博物館館長の大山と申します。よろしくお願いいたします。

す。

○鳥の博物館長補佐 鳥の博物館館長補佐の木村といいます。よろしくお願いいたします。

○図書館長 皆さんこんにちは。図書館長をしております中山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○図書館長補佐 こんにちは。図書館長補佐をしております星と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課長の斉藤と申します。この審議会の事務局を務めさせていただいております。生涯学習センターアビスタのセンター長と公民館長も兼任しております。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課主幹 皆さんこんにちは。生涯学習課主幹の段林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(吉岡) 生涯学習課主任主事の吉岡と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局(佐藤) 生涯学習課の佐藤と申します。審議会の事務をやっております。よろしくお願いいたします。

それでは次に進みたいと思います。

本日資料が大変たくさんあるんですけれども、配布している資料を確認させていただきたいと思います。

(事前送付、当日配布の資料について確認)

それでは、これから会議次第に従いまして議事の方を進めたいと思います。

生涯学習審議会条例第6条第1項では、会議は会長が招集し、会長がその議長となると定められておりますが、本日の会議は、改選後第1回目ということで、まだ会長が決まっておきませんので、教育長の名前で会議を招集させていただいております。

それでは会長をこれから決めていただきますので、会長が決まるまで、議事の進行は生涯学習課長が務めさせていただきます。

○生涯学習課長 それでは会長が決まるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

議事に入る前に、今回から審議会に入っていた委員の方もいらっしゃいますので、この生涯学習審議会の概要について簡単にご説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。

第2条 この審議会は、教育委員会、市長の諮問機関として位置付けられており、生涯

学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項と生涯学習に関する施策及び事業を調査審議する機関で、合わせて社会教育委員(社会教育行政に関する諮問機関)として位置づけられています。

第3条 この審議会は、学校教育の関係者、生涯学習の関係者、学識経験を有する者、公募の市民で構成され、条例では15人以内の組織となっておりますが、今回選任させていただきました第4期の生涯学習審議会は12人の構成となっております。

第4条 委員の任期は3年となっておりますので、今回の委嘱期間は令和7年7月1日から令和10年6月30日までとなります。

次のページをご覧ください。

第6条 会議は基本的に年2回実施しています。開催時期はこの7月から8月に1回、翌年の1月から2月の間に1回、合計2回を予定しています。

また、第7条にあるように、個別に審議していただくような案件が出た場合は、必要に応じて部会を設置することもあります。その際はご協力をよろしくお願いいたします。資料1-1についての説明を終わります。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず、議題の(1)会長、副会長の選任を行います。審議会条例第5条第1項では、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定めると規定されています。

まず皆様にお諮りいたします。会長に立候補される方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようであれば、事務局から案をお願いします。

○生涯学習課主幹 事務局からは前会長でもいらっしゃいます、渡邊陽一郎委員にお願いしたいと存じます。

○生涯学習課長 よろしいでしょうか。それでは拍手を持って承認をお願いしたいと思います。それでは新会長が決まりましたので、議事進行を新会長と交代いたします。渡邊会長よろしくお願いいたします。

○渡邊会長 それではただいま選出いただいた渡邊と申します。これから審議会を通してやっていきますが、その間に、先ほど言いかけてました私のやってること、いろいろ出てくるかと思いますが、その都度説明をさせていただきます。

それでは副会長の選出をしたいと思います。立候補される方いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらなければ、事務局案をお願いします。

○生涯学習課主幹 事務局案といたしまして前副会長でいらっしゃいます白水委員にお願いしたいと存じます。

○渡邊会長 よろしいですか、では拍手をもって承認をお願いしたいと思います。それで

は、白水委員よろしく願いいたします。

それでは議題の(2)我孫子市ホテル等審査会委員の選任について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課主幹 それでは我孫子市ホテル等審査会委員の選任について、ご説明をさせていただきます。

資料は 1-2、「我孫子市ホテル等審査会委員について」に従って説明をさせていただきます。こちらにつきましては、あまりなじみのない審査会かと存じますが、この審査会は「我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例」の規定により設置されておりまして、市民の良好な生活環境及び教育環境を保全するため、ラブホテルの建築を規制する区域、例えば学校ですとか、図書館、病院、博物館、公民館等の周囲 200m 以内を規制区域としております。この規制区域内において旅館ですとかホテルを建設しようという申請があった場合に、その建築しようとする建築物が、この条例上のラブホテルというものに該当するかというのを市長の諮問を受けまして審査をしていただき、その結果を市長に答申する、ということを任務とする審査会でございます。

次の 2 です、資料 1-2 の 2 委員の構成を記載していますけれども、こちらの審査会条例上 7 人の委員で構成するようになっておりまして、この 2 のところの真ん中あたりに第 9 条というところを引用しておりますが、その第 3 号に社会教育委員 1 人という区分があるために、今回生涯学習審議会委員の皆様から選任をお願いしたいということでございまして、一応初めての方もいらっしゃいますのでご説明をさせていただくと、社会教育委員の区分がなぜ生涯学習審議会委員なのかということなのですが、この 1-2 の資料の最後の段落に若干記載しましたが、これを短く言いますとこの生涯学習審議会、平成 28 年 4 月に設置されておりますけれども、その成り立ちが、この社会教育法に基づく社会教育委員を包含する形、そちらの職務を含んだ形で生涯学習審議会というのを設置しておりますので、我孫子市で社会教育委員といいますと、この生涯学習審議会委員が該当するというような形になりますので、今回こちらの審査会委員にご選任をお願いしたいということで、建築住宅課から依頼を受けております。所管の建築住宅課に、この審査会の任期は 2 年でございしますが、審査会の開催頻度を一応確認いたしましたところ、昭和 58 年にこのホテル審査会の条例ができて以降ですね、審査会が開催されたのは約 30 年前に 1 回だけということでございまして、実際にはなかなか開催されないですけれども、ぜひ社会教育委員の方にお入りいただきたいということで、選任をお願いいたします。事務局の説明は以上でございます。

○渡邊会長 では説明を聞いた中で、どなたか立候補される方はいらっしゃいますか。いらっしゃらなければ事務局案でございますか。

○生涯学習課主幹 事務局案といたしましては、久東委員にお願いできればと存じます。

○渡邊会長 久東委員よろしいでしょうか。それでは拍手を持って選任をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、議題の(3)生涯学習推進計画実施計画事業調査について説明をお願いいたします。

○生涯学習課主幹 それでは生涯学習推進計画実施計画事業調査についてご説明をいたします。

資料は、2-1と本日差し替え版を配布させていただいた資料2-2差し替え版を使用します。私の説明では、主に資料2-2「令和6年度および7年度生涯学習推進計画実施計画事業調査集計表のまとめ」という資料を使用してご説明をいたします。

もう一つの資料2-1集計表でございしますが、こちらは我孫子市第三次生涯学習推進計画の後期実施計画というものに定められている171の事業のうち、再掲で重複している事業17事業及び他の計画で進行管理されている事業4事業を除いた150事業の令和6年度の評価及び令和7年度の実施内容を記載したものです。全部をご説明する時間が取れないものですから、今回はこの資料2-2差し替え版でご説明をいたします。

今見ていただいた令和6年度評価対象事業結果の表をご覧くださいと、担当課の評価でございしますが、Aの「成果・効果があった」が142事業で全体の94.7%が順調ということです。Bはなく、Cの「未実施・わからない」というのが8事業で全体5.3%となっております。令和5年度の評価と比較しますと、Aの「成果・効果があった」が1事業減ってしましまして、Cの「未実施・わからない」というのが3事業増えたという結果でございます。

こちらの中でC「未実施・わからない」とした8事業についてご説明をさせていただきます。同じ資料2-2、1ページの下の表をご覧ください。この表ですが左が事業ナンバーで真ん中に事業名、右にどうして未実施だったのかという理由を書いてある表になっております。

実はこの8事業のうち令和5年度以前に事業を廃止しているものが、既に5件ございます。実際には6年度にできなかったというのは、3事業ということにはなりますが、順番にご説明をさせていただきます。

まず事業No.1「暮らしの便利帳・ガイドブックの発行」です。ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、我孫子市では以前、暮らしの便利帳ということで行政サービスや公共施設の利用案内などを掲載しまして、民間事業者と共同で紙の冊子を発行しておりました。ただ理由の欄にありますようにデジタル化の推進による紙媒体の削減などにより、令和6年度は発行しなかった。今後はデジタルの方にどんどん移行していくということでございます。

次に事業No.7「子ども向け情報誌の発行およびホームページの運営」についてです。これも既に、理由のところにあるように、令和3年度末をもって情報誌の発行自体は終わっております。ホームページですとか広報誌などで情報発信をする形に令和4年度から移行しておまして、計画自体には位置付けがあるものですから評価はどうしても行わなければならないと未実施ということで評価が行われております。

次に資料 2-2 の 2 ページに進んでいただきまして、事業 No.65「子ども議会」です。こちら簡単に申しますと、子ども議会というのは市内小中学校からそれぞれ 2 人の児童生徒が参加して、実際に市議会の議場において直接市長や教育長などに質問するという事業でございますが、これが 2 年に 1 回隔年で実施する事業でございますので、令和 6 年度は開催しない年に当たりましたので、未実施となっております。

次に事業 No.80「失語症家族教室」というものです。もう既に令和 5 年度から実施しておりませんが、理由としましては、担当課はニーズがないという評価になっております。ですので実施をしておりません。

それから次に事業 No.89「緑の講習会」です。こちらはガーデニングなどの知識や技能に関する講習会ということで以前実施していましたが、やはり民間で類似の講習などもありますので市としては令和 4 年度以降、実施しないという事業になっております。

続いて事業 No.108「武道施設の建設整備の検討」、こちらの様々複雑で、文化・スポーツ課も来ておりますけれども、簡単に申しますと市の財政状況が全体的に厳しいということもありますし、交付金を活用してこの事業を実施するには、学校体育施設等の活用の検討も必要といった様々な事情がございまして、事業の優先順位を定めて取り組む必要がある、ということで、令和 6 年度には特に進捗がないという評価でございます。

続いて事業 No.123「手賀沼ふれあいウォーク」ですが、こちらも実はもう令和 5 年度から事業は廃止となっております、手賀沼周囲のウォーキングで運動習慣の重要性を啓発するということで実は人気の事業だったんですけれども、民間の市民活動団体のイベントなども増えてきたので、市としましては自らイベントを開催するということではなく、市民活動団体などの事業を後押しするという形に変更したということで、市の事業としては廃止となっております。

それから事業 No.161「資源循環型社会に関する市民講座への派遣」ですが、ゴミに関する所管が、令和 5 年度に現在の資源循環推進課と生活衛生課に分かれたということで事業の見直しを検討しまして、出前講座や講師派遣というのを廃止したということで令和 6 年度の事業未実施という評価になっております。

以上が令和 6 年度評価対象事業の C「未実施・わからない」としたものの、概要の説明でございます。

次に 2 ページ下段の令和 7 年度評価対象事業の進め方の表をご覧ください。

こちらもほとんど A の「現状通り推進」が 135 事業 90%という形で順調に引き続き進めていくというのがほとんどですが、一応 B の「改善・見直しを行う」が 7 事業、C の「廃止・休止」というのが 8 事業になっております。

こちらも B と C について概要のご説明をいたしたいのですが、3 ページに進んでいただきまして、B の方から、表をご覧くださいと、この表右側の内容欄は、担当課が記載した内容をそのまま引用する形になっておりまして、一部分かりにくい点がございますので私

の方で補足しながらご説明をいたします。

まず、事業 No.3「男女共同参画情報誌の発行」ですが、令和 6 年度から我孫子市でもパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度というのを開始しております。男女共同参画の情報誌においても、こういったものに準じて、多様性を認め合う地域となるような内容を企画していく方向に見直したいという評価になっております。

次に事業 No.43「手賀沼船上学習の実施」、こちらは雨など天候により船上学習ができないということがございましたり、一部の貸船事業者が遊覧船事業を廃止したりということがございまして、遊覧船を運用できない場合の講義メニューというのを検討したいということで B 評価ということになっております。

次に事業 No.76「男女共同参画講演会の実施」ですが、こちらについては、①と②の内容欄に書かれておりまして、①のあびこ女性会議という、市民活動団体との共催の講演会は引き続き実施、今年度も既に実施しております。②の方ですね、これはオンラインの講座をコロナ禍もありまして 5 年間実施してはいたしましたが、なかなか参加者の固定、テーマの固定化というのが見られるということで、令和 7 年度は市単独で 6 月の講演会とは別に対面での講演会を企画していきたいという見直しを考えているということでございました。

それから次、事業 NO.79「メンタルヘルス啓発講座」、こちら小学 6 年生から中学生にメンタルヘルスの啓発パンフレットを配布するという事業ですが、配布後の生徒の様子等を踏まえ、配布学年の拡大等の見直しを図っていきたいということでございます。

それから事業 No.87「環境学習の推進」、こちらは小学生を対象とした事業なんですけれども、より効果的な啓発事業となるよう事業の見直しを行ってまいります。

次の事業 No.98「親水広場の運営」で、この内容欄には一番担当課が困ってると思われ施設修繕のことを主に書いてあるんですけれども、この事業ですね、左にありますように水環境保全啓発展示及びプラネタリウム、その部分が生涯学習推進計画に位置付けられておりまして、事業の課題としましてはこの展示内容環境学習等について、更に充実させて、水環境保全に興味関心を持ってもらう場として活用を図る、そういったことを見直していきたいというのが実際の内容と別の評価のところで言っておりますので、それが内容かなと存じます。

最後に事業 No.172「消費生活展の実施」、こちらですね、事業実施についてはどのようにしていくのか検討が必要とあるんですが、特段事業自体をやめようとか、事業の実施を大きく変えようということではなくて、その市の財政状況も踏まえまして、少しでも歳出削減に努められるような検討して参るということでございます。

次に C「廃止・休止」8 事業ですけれども、このほとんどは令和 6 年度も実施していないという事業になります。それ以外のもの、資料 2-2 の最後のページご覧いただいて、五つ目の事業 No.137「環境レンジャー活動への支援」、こちらについては環境レンジャーの解散に伴って、令和 6 年度をもって事業廃止、令和 6 年度まで行ってたんですけども、令和 7

年度はもう事業をやりません。ということでございます。

それからここには令和 6 年度で先ほどご紹介した「子ども向け情報誌及びホームページの運営」というのが未実施ということで令和 6 年度来てまして、ここにはないんですけれども、情報誌は発行しないものの、ホームページなどによる情報発信自体を行っていきますので、担当課からは令和 7 年度は現状通り推進ということで回答いただいていますので、この 8 事業には含まれておりません。

以上、令和 6 年度及び令和 7 年度の実施内容の説明を終わります。

○渡邊会長 一つ補足させてください。私はあびこ子どもネットワークから出ているので、一番初めのページの 7「子ども向け情報誌の発行及びホームページの運営」となっていますが、2000 年の文部科学省からの働き掛けで、各市に子どもセンターというような情報発信基地のようなものを作ろうということで、文科省からあちこちの市に声がかかって、我孫子と酒々井と袖ヶ浦と柏と松戸かな、何市かが手をあげましたが、市が事務局となったところと、レクリエーション協会がほぼ引き受けてしまったところがあって、我孫子市以外は全部なくなって、今やってところが我孫子市だけ、我孫子市も情報誌として紙の媒体としては、年に 5 回全校生徒に配っていましたが、これの編集がかなり細かくしていなくてはならないので、その頃、立ち上がったメンバーがそのままやっていたのですが、みんな高齢化と、みんな忙しくなったことで、編集まで目が届かないということになり、ホームページだけは未だにやっております。でも、紙媒体での発行に対しては、市から頂いていたのは、この紙媒体の紙のお金だけだったので、これは紙もらっても編集できなければ何にもならないということで返上したということなので、今でも「あびこ子どもネットワーク」というのは、現存しておりまして、今は情報交換の場として年に 2 回ほど会合を持って、それ以外は毎月ネットワークで会合を持って、いろんな情報を交換しながら、これからも続けて行こうという感じにはなっておりますので、よろしくお願いします。

今、説明を受けましたけれども、かなり分厚い資料です。私は、社会教育委員からの委員で、あの頃もっと分厚い資料があって、どうするのこれって言っていたんですけど、とりあえず自分に関係しているところを少し詳しく見ていただけると、これちょっと抜けてるんじゃないかとか、気が付くと思います。はい、お願いします。

○小泉委員 2 点ありまして一つは鳥の博物館についての確認と、もう一つはプラネタリウムについて質問させていただきます。

まず、鳥の博物館関係ですと、資料 2-1 の 17 ページ 55 番にある「てがたん」ですが、これは確認事項なんですけれど、毎月第 2 土曜日午前 10 時から 11 時までの 1 時間開催となっておりますが、これはコロナ対応のときに短縮開催したときの時間がそのまま残っております。今 12 時までの開催になっていきますので、もし資料として残るようであれば訂正をお願いいたします。

それからカラムの中の下の方の「J B F in てがたん」ですが、正式にアナウンスしている行事名はこれも逆で「てがたん in JBF」となっております。これも残るようでしたらご確認

をお願いします。簡単に補足説明させていただきますと、JBF の時は、どうしても主催団体として、鳥の博物館も入ってしまうので、博物館職員があちこちに駆り出されて、博物館のお客様対応がどうしても手薄になる部分があるということで、これは市民スタッフ提案で 2005 年から J B F の期間中に体験観察会をやって、その月例観察会として実施している「てがたん」への誘導とか集客とかを狙って博物館のアピールを図ろうということで、デザインさせていただいているので、実は私がデザイン提案してるんですけど、元々「てがたん」という定例観察会を作ろうと言ったのは、市民が 1 回しか博物館に行ったことがないって人がすごく多かったので、リピーターを増やすというのが第 1 の目的で、毎月第 2 土曜日、昔は学校休日で第 2 第 4 土曜日、ずいぶん色々ありましたけれど、そのときにふらっと博物館に遊びに行くと体験できるイベントとして、博物館のもう一つの展示室、あるいはあの当時から学芸員や館長のアイディアとしては、フィールドミュージアム構想の一環として、博物館の周辺の自然や我孫子の自然環境を学習するようなものを作っていこうということで、セットアップしたものですので、そういったものが「てがたん」の背景にあるということ、「てがたん」に「JBF」が、そういう博物館の活動へ全国からお客様がいらっしゃる J B F に参入することで、博物館活動への誘導と活性化を図ったという狙いがあったということを知っていただければと思います。

もう一点、プラネタリウムの話。それは去年ちょっとプラネタリウムを見せていただいたんですけど、投影に関して、今、ドーム中央の投影機、確かミノルタの MS-8 とかで、かなり骨とう品だったと思うんですけど。今後使う予定があるのかがちょっと疑問に思いまして、というのも実際に見たときは、それを使っておらず、デジタル投影機は後付けのやつで、自動演出番組に 20 分ほど流しただけで終わっていたんです。デジタル投影機の場合は堂内で一番星空が見やすい場所にあの光学式投影機がど真ん中に位置せざるを得ないんですけど、あれがもし残存しているようだと、デジタル投影機に完全に移行した場合一番見やすい場所に機械が陣取っているという状態が続いてしまうんですね。そういう意味でも、今後光学式投影機の活用があるのか、そのデジタルとの併用によって多彩なプログラム教育を提供するようなことがあるのかということが、今すぐお答えできなくても結構ですので、もし今後何かありましたら課題として気に留めておいていただければと思います。

○渡邊会長 いかがでしょうか。お願いします。

○生涯学習課長 親水広場のプラネタリウム関係で分かる範囲でお答えします。デジタル式を導入したのが、県から我孫子に移譲を受けたときになります。当初光学式とデジタル式のハイブリッドという形での活用もありました。現在、定時上映は 3 ヶ月に 1 回番組を変えて上映していると思いますが、デジタル式投影機を中心に上映しています。確かに光学式が真ん中にあるため、投影機の影が映ったりして邪魔になるというところはあります。手賀沼課でも今後の方向性を検討してると思いますので、進捗状況につきましては確認して、後でお答えしたいと思います。

○渡邊会長 事業の修正はしてもらえますか。

○生涯学習課主幹 申し訳ございません。鳥の博物館の JBF の修正はいたします。

○渡邊会長 他にご質問がなければ、次の改定案の説明に進みましょう。

○生涯学習課長 それでは第三次生涯学習推進計画の改訂案についてご説明します。資料 3 をご覧ください。現在、生涯学習推進計画については、今後のあり方について検討を進めているところです。その中で、第三次生涯学習推進計画の計画期間の基本的な考え方を維持し、2 年間継続することとしています。現在、改訂版を策定中の段階ですが、本日はこの改定案をもとに説明させていただきます。

まず、第 1 章推進計画の概要です。1 ページをご覧ください。計画策定の趣旨になります。下から 5 行目、この計画では、第二次生涯学習推進計画の成果を踏まえ、学習ニーズの多様化、高度化への対応や学びの成果の地域への還元、生涯学習による、人と人との繋がりやの拡充等の課題に取り組むため、子どもから高齢者まで、誰もが「学び、活かし、つながるまち我孫子」を生涯学習推進の基本方針とし、市の生涯学習施策をより総合的、体系的に推進する計画としています。

2 ページをご覧ください。計画の位置付けです。この計画は、市の総合計画、教育大綱を生涯学習の視点から実現していくための部門別計画で、生涯学習に対する基本的な考え方や施策の方向性を示すものです。また、総合計画を初め、他の部門別計画と生涯学習の分野に関して調整整合を図る計画で、生涯学習分野、社会教育、文化・芸術、スポーツの部門等の基本となる計画となっています。なお、この計画は、社会教育推進計画を包含する計画となっています。

次に 3 計画の期間です。第三次生涯学習推進計画の計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間としていましたが、下から 6 行目のところになります。生涯学習推進計画は、市の最上位計画である総合計画及び教育大綱を踏まえ、教育振興基本計画と整合性を図りながら推進することとしています。現在進められている第 3 期教育振興基本計画の計画期間が令和 6 年度から令和 9 年度までになっていることから、生涯学習推進計画については、教育振興基本計画との整合を図る上で、第 3 次生涯学習推進計画を令和 9 年度まで 2 年間継続し、教育振興基本計画と計画期間の整合を図ることとします。

3 ページをご覧ください。3 ページは今説明したもののそれぞれの計画期間を図にしたものになります。

次に 4 ページから 8 ページにかけて生涯学習推進計画の基本理念、基本方針、基本目標、計画の体系があります。

7 ページをご覧ください。この生涯学習推進計画につきましては、三つの基本理念を踏まえ、「学び、活かし、つながるまち我孫子」を基本方針として定めるとともに、基本方針のもとに、五つの基本目標と重要な施策を示し、事業の推進を図るものとしています。

次に 9 ページをご覧ください。第 2 章実施計画の概要です。下から 6 行目のところにあります。先程説明したように、第三次生涯学習推進計画を令和 9 年度まで 2 年間継続し、教育振興基本計画と計画期間の整合を図ることとしましたので、実施計画に位置付けた事

業につきましても、引き続き事業の着実な推進を図ります。

下から 2 行目のところになります。また、実施計画では、推進計画で示された 14 の施策をより具体化した 31 の施策の方向を示し、市が実施する生涯学習に関連する 171 事業を施策ごとに位置付けています。

11 ページをご覧ください。生涯学習の施策は多岐にわたっており、施策を実効性のあるものにしていくために、政策を総合的体系的に推進する体制を整備し、様々な主体と連携しながら推進していきます。また、市の各部署が事業の適切な進行管理を行うために、計画に位置付けられた生涯学習に関連する事業について、庁内で組織された生涯学習推進委員会を中心として、生涯学習の視点で進捗状況の調査や協議を行うなど、推進を図っていきます。

12 ページをご覧ください。下から 4 行目のところになります。実施計画に位置付けられた生涯学習に関連する事業については、毎年進捗状況調査を行い、事業の評価を行うとともに、この生涯学習審議会で皆様からご意見を聴取させていただき、生涯学習推進委員会が進行管理を行います。また、事業の必要性、市が実施する必要性、市民との協働による事業手法など事業の充実や改善等を図ります。

13 ページをご覧ください。ここからは、市の各部署で実施している生涯学習関連事業について、施策の方向と、それぞれの事業について趣旨・目的、実施年度、事業を所管している担当課を記載しています。この個別事業の進捗状況につきましては、毎年度担当課から報告を受け、まとめたものが、先ほど令和 6 年度の実施状況についてご説明させていただいた事業調査集計表のとおりとなっています。

最後 41 ページをご覧ください。先程も説明しましたが最後 41 ページには、令和 3 年度からこれまで廃止・休止となった 9 事業と担当課で進行管理が行われる事業として、こども総合計画に位置付けられた事業が載せてあります。

生涯学習推進計画についての説明は以上です。よろしくお願いします。

○渡邊会長 ところで初めて生涯学習審議会の委員になった方には、情報がたくさん入ってきて大変かと思いますが、基本的に生涯学習審議会ではこのような形になってしまいます。前もって配られた資料を見ても、どこを見ればいいのかということになってしまうかもしれませんけれども、本当に見ていただければいいのは、ご自分がやっていることを見ていただければと思います。先ほども鳥博の関係で質問が出たように、ご自分の専門であることは分かるわけですから、そこをどんどん質問していただくようにと思います。よろしくお願いします。

それでは次の我孫子市スポーツ推進計画の説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長補佐 はい。我孫子市スポーツ推進計画についてご説明をさせていただきます。

我孫子市スポーツ推進計画という冊子があります。これスポーツを活動してる写真が載ってるものが、スポーツ推進計画となりますのでこちらをご覧ください。

まず初めに 4 ページをお開きください。計画の概要です。国では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を送るのは国民の義務である、という基本理念のもと、スポーツ基本法を定め、その趣旨を実現するためにスポーツ基本計画を定め、地方自治体ではスポーツ推進計画を定めるよう努めるものとしてされています。国では令和 4 年 3 月に第三期スポーツ基本計画を定めました。この計画では、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」という基本理念に加えて、スポーツを「つくる・はぐくむ」、スポーツで「集まり・ともにつながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の三つの視点を加えて充実を図るとしています。市でもこの計画を参酌し令和 5 年 3 月に我孫子市スポーツ推進計画を定めました。我孫子市における部門計画の一つであり、市の第四次総合計画に即し、他の部門別計画と連携するものです。

7 ページをご覧ください。我孫子市と市のスポーツを取り巻く現状と課題です。ご覧のように人口減少に伴いまして、また、高齢化が進んだことによりまして、スポーツ団体の会員数も減少している様子がうかがえるところです。

次に 11 ページをご覧ください。こちらは計画を定める際に、アンケート調査をしたものとなります。こちらの内容ですが 17 ページの総括では、スポーツに取り組めない方は、仕事や家事、子育てが忙しく余裕がないことから、誰でも気軽にスポーツに取り組めるよう、情報発信やイベント運営を心がけることが必要であること、障害者スポーツについても同様な取組が必要であることが分かりました。施設整備についてはアクセスの悪さや新たな施設整備を求める声があることが分かりました。

次に 18 ページをご覧ください。こちらが基本理念になります。「子どもから大人まで誰もが生涯にわたってスポーツに親しむまち 我・孫・子」そして三つの基本目標を次のページになります。20 ページになります。「スポーツの定着化」、「スポーツ施設の有効活用と充実」、「スポーツ活動を支える体制づくり」を掲げています。

次に 22 ページから 27 ページが、三つの基本目標に基づき実施する主な施策について述べています。特に 23 ページ、学校部活動の改革推進は、これまで中学校の教諭が顧問となって進めてきた部活動のうち、まずは休日部活動を地域クラブとして、地域のスポーツ指導者に担っていただくように展開していく部活動地域展開と呼ばれるものです。国では、子どもたちが多様な体験ができる機会とし、少子化の中でも、将来にわたり活動を継続できる環境を確保するため令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間を改革推進期間、8 年度から 13 年度は改革実行期間に位置付け、地方の実情に合わせて実施していくとしています。これを受けまして我孫子市では令和 6 年度に白山中学校の卓球部と陸上部を対象に実証事業を行い、令和 7 年度にはですね、これを全校に拡大しまして、結果 9 月以降ですが、ソフトボール部、ソフトテニス部、サッカー部、合唱部を対象として実証事業を実施していく予定となっております。

次に 24 ページをご覧ください。パラスポーツの推進です。千葉県内では、特別支援学校の生徒が在学中はパラスポーツを楽しむ機会が多いものの、卒業するとスポーツ体験機会が著しく減るという課題が指摘されています。現在、市では千葉県障害者スポーツ協会と連携し、県からパラスポーツコーディネーターを派遣していただき、パラスポーツ体験会を開催しております。体験会で指導を行うのは、研修を受けた市のスポーツ推進委員で、参加者は障害者施設利用者、特別支援学校の生徒と卒業生とその家族が中心です。千葉県内でも先進的な事例であり、今後とも継続していきます。

次に 25 ページをご覧ください。スポーツ施設の整備と有効活用です。新サッカー場の整備ですが、五本松運動広場を再整理するものです。現在、令和 9 年 3 月の竣工を目指して整備事業者の選定作業中でございます。また、民間スポーツ施設業者との連携では、市内 2 か所にあります民間屋内プール事業者と連携し、夏季のプール開放事業を実施しています。今年度から市内の小学校の水泳事業も、全てのこれらの民間プール施設を活用するものに切り替えています。小学校プール施設の維持管理にかかる経費の抑制と熱中症や事故リスクの軽減が図れるものとして、プール開放事業を進めていきます。

次に 26 ページをご覧ください。スポーツ団体と協力連携です。会員数が減少傾向にあるスポーツ団体ですが、今後は中学校部活動地域展開において、指導者の養成や派遣元として期待されることから、継続的に支援をしていきます。

次に 27 ページはスポーツ関係者の支援と指導者養成です。奨励金や表彰制度を活用し、アスリートを支援していきます。また市の公認スポーツ指導者養成講習会を開催し、スポーツ指導者の養成を行います。

スポーツ推進計画についての説明は以上となります。

○渡邊会長 はい説明が終わりました。委員の方でスポーツをやっている方はどれくらいいらっしゃいますか。私と佐々木さんくらい、佐々木さんはスポーツ協会から委員として参加していただいていますけれど、私もスポーツ関係では、一応、スポーツ協会の理事長をやっておりますので、ただ私はレクリエーションスポーツというスポーツなので、どちらかという競技スポーツとは違うグループになります。なのでお祭りですとか、何かああいう時には、いろんなところに出ていけるんです。スポーツ専門の指導になると、私は役に立ちません。スポーツ推進計画も、子どもたちがかなり少なくなり団体競技になると、うちの孫も中学 3 年生くらいになりますが、もうチームができない。チームができないと試合ができない。これではやっぱり練習試合もできないということもあって、スポーツ推進計画の方に私達の仲間が関わって、ぜひスポーツの発展につなげられればと思っております。何か質問ないですか。よろしいですか。

それでは、次に我孫子市文化財保存活用地域計画について説明をお願いいたします。

○文化・スポーツ課長補佐 我孫子市文化財保存活用地域計画についてご説明させていただきます。こちら手賀大橋の写真が写ってる冊子になります。こちらをご覧ください。

まず1ページ、平成30年の文化財保護法の一部改正に伴い、地域住民と行政が一体となり地域の宝である文化財を次世代に引き継ぐことを目的として、「文化財保存活用地域計画」を定めて、計画的かつ継続的に文化財の保存と活用に取り組むことになりました。この流れを受けて、我孫子市では令和2年度に「我孫子市文化財保存活用計画」を策定し、千葉県では銚子市と並んで初めて国の認定を受けました。この計画は我孫子市の部門別計画の一つであり、我孫子市総合計画に基づき、他の部門別計画と整合を図りつつ、千葉県が定める「千葉県文化財の保護保存活用大綱」を勘案して作成されました。

3ページをご覧ください。文化財保護法では文化財を六つの形に分けて指定、保護していますが、この計画では我孫子市民にとって指定、未指定に関わらず、大切な価値ある文化財を「我孫子遺産」と位置付け、個々の我孫子遺産を結びつけて、市民がイメージしやすいよう「ものがたり」を作って保存活用に用いるとしています。

7ページから45ページは、我孫子市の歴史的、文化的な概要について記したものとなります。

次に47ページから50ページ、県指定、市指定文化財の状況となります。

53ページから56ページ、我孫子遺産の特徴と分類です。

57ページから58ページ、我孫子遺産から見た我孫子市の文化歴史の特徴です。

1として、手賀沼や利根川などの豊かな自然と歴史が調和していることを意図して歴史的に著名な方々が集まったまちであることが挙げられます。特に2は、千葉県内でも特筆する特徴であり、歴史にあまり興味のない市民にとっても、我孫子市の歴史に触れるきっかけを提供しています。

61ページから64ページ、我孫子市における文化財調査の概要について記しています。

65ページから68ページ、我孫子遺産を巡る現状と課題について記しています。調査研究と指定に係る課題、文化財の保存に係る課題、文化財の活用に係る課題の3つの視点から課題を抽出し、69ページ以降の調査研究、保存と活用に関する方針に反映させます。

75ページから96ページ、我孫子遺産を活かすために作成した、「みずものがたり」、「まちものがたり」、「みちものがたり」、「伝承のものがたり」の4つの「ものがたり」について記しています。

99ページから111ページ、我孫子市文化財保存活用地域計画の実行内容と年次計画について記しています。1年目は令和3年度、計画最終年の7年目は令和9年度となり、令和6年度が中間年の4年目に当たることから、昨年度末に中間報告を行いました。この報告では、予定どおり進行・完了したもの、予定どおり進行・完了できなかったものなどに分類し、今後の3年間に進めるべき業務を抽出しています。

113 ページから 114 ページ、計画の推進体制と進捗管理について記しています。計画の進捗管理については、昨年度まで「我孫子市文化財保存活用地域計画協議会」において、年 2 回程度報告を行ってきましたが、昨年度、中間報告を行い、一定の役割を終えたと判断したことから、この協議会の設置要綱を 6 月の定例教育委員会において廃止し、今後はこちらの生涯学習審議会において報告することとしました。説明は以上となります。

○渡邊会長 説明が終わりました。質問等がございましたら、いきなり見せられてもなかなか分からないけど、我孫子は古いまちながら、確かに文化財がたくさんあるけども、はい。お願いします。

○小泉委員 この文化財の保存とか普及に関しましては、文化財というのはその物だけではなくて、知的財産の部分も文化財として捉えていくべきではないかなと思います。というのは、やはり物を残してもそれがどんな意味を持って、どんな形で地域に生きてきたものなのかということを市民が理解しないと市の宝としては成り立たない。そう思います。

一例ではあるんですけど、鳥の博物館でやっている定例観察会は、とある市民スタッフのアイデアでその方は我孫子の古文書を読む会などにも時々参加されて、いろいろ歴史的なものから我孫子の鳥や自然環境へのアプローチというのに関心持たれている方で、その方がもう手作りの紙芝居で手賀沼近辺であったガンとかカモの密猟事件と大岡裁きの事件の古文書を読み解いて紙芝居にして観察会で紹介してくださったりして、そういう自然科学的なものとか自然文化遺産、あるいは本当に純粋に文化的な遺産とか、それぞれに有機的なつながりを持って、市民に浸透させていくというのはとても良い手法だなと思って、とても感心したし、お話はとても面白かったですよ。そういった形でここに文化財があるから見に来てちょうだいね、だけで済ますのではなく、その情報発信であるとか、文化財あるいは我孫子の文化史、自然史と市民をつなぐやり方、そういったものも含めて総合的に文化財のことを考えていただければなど。あくまでも個人的な願望でしかありませんが、そんなことを思いました。

○渡邊会長 ありがとうございます。それに関するところは、いずれ色々出てくるかと思います。

○文化・スポーツ課長補佐 文化財保存活用地域計画にも定めているとおり、市民ボランティアとか、そういったものを活用しながら、色々な文化財があると思います。関わった人が知っていることしかないこともあるかもしれません。そういったことも含めまして、いろいろな関わりがある方と連携しながら、いろんな情報発信を進めて、皆さんに知っていただくことが大事だと思います。

○渡邊会長 手賀沼の文化というところは、私も生まれて 70 年我孫子に住んでいますけど、私が生まれたころの手賀沼は、ものすごく大きかった。そこで船が難破して先生方が亡くなったということを知っているのは私ぐらいであって、そこまでの歴史があるのになかなか今の手賀沼は小さくなってしまって、これで死んだのというような沼でしかないんですけども、私が小さい頃は手賀沼で泳げましたし、大きなライギョとか、カラス貝とかを採って

いた年代です。私達がおそらく年齢的に最後だと思いますので、早くそういうことを調べてもらわないと、みんな死んじゃいますよ。私よりも高齢の方がたくさんいらっしゃいますけれども、地元ですっと住んでいた方がどれだけいるかということになりますので、皆さん、我孫子に年を取ってから来られた方、社会人になってから我孫子に来られた方は、その辺のところはご存知でないでしょう。よろしくお願いします。

○生涯学習部長 ただいま、小泉委員からも貴重なご意見いただきました。皆さん、文化財保存活用地域計画の 47 ページを開いていただいてもよろしいでしょうか。こちらには、下のところに表がございまして、国、千葉県、それから我孫子市と、この三つの登録の方法が書かれております。国の指定文化財とか有形文化財とか民族だとかというのは、大変ハードルの高いものであったり、国として大変貴重なものとしての指定であったり、それから県レベルのもの、こういったもの以外のものについて、我孫子市では「我孫子遺産」として我孫子市独自に指定させていただいてるところなんです。国とか県とかで、それぞれに指定があるんです。その後は 54 ページを開いていただきたいと思うんですけども、そこで国や県とかの指定に入らないような、例えば、我孫子市独自に発展していったものであるとか、我孫子市ならではのものであるとか、そういったものについては、我孫子市としても大変貴重なものとして、我孫子市の文化財として登録させていただいてるんですが、その中には、54 ページの一番下のところもあるんですが、人々の記憶と記録に関わる我孫子遺産ということで、こういった、昔の伝承とかにつきましても、残るものであればきちんと残していきたいということで、左側の 53 ページの我孫子遺産の民俗文化の無形の中の例えばこの伝承みたいなものもそうなんです、そういったものでも例えば自然に関するものであるとか、そういったものにつきましても、きちんとした研究をして、伝承されているようなものであれば記録として残していきたいというふうに考えております。今ですね、歴史的アプローチからそういった密漁の事件など、きちんと何か残るようなものであれば、ぜひお話をいただいて、我孫子市として貴重なものであれ、伝承であるということであればですね、この登録については審議会があるんですけども、別の審議会の中でも、ぜひお話をしていきたいというふうに思っております。こういう形で皆様にもぜひ知っていただきたいということがございまして、いわゆる国、県だけではなく、我孫子市独自のこういうものもございします。ということにつきましては、審議会委員の皆様も、何か今のような話でピンとくるものがありましたら、ぜひ文化・スポーツ課の方まで教えていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○渡邊会長 何かあれば、またどこかで何か聞いたという情報があれば、市の方で調べていただけるということで、よろしくお願いします。続きまして、鳥の博物館展示リニューアル基本計画についてお願いします。

○鳥の博物館長 それではお手元の資料「我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画」をご覧ください。鳥の博物館では、令和 5 年 7 月に我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会を立ち上げまして、計 5 回の会議で検討委員会委員の皆様からご意見を伺いながら検討を進めてまいりました。今年 3 月 25 日の教育委員会へ議案とし

て上程し、可決されたところです。継続の本委員の皆様には昨年度第2回の1月29日の審議会において、計画案のご説明をさせていただきました。その後若干の修正をしております。今回新委員の皆様もいらっしゃいますので、改めてご説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページには「はじめに」としまして、鳥の博物館の設置の経緯やリニューアルを目指す背景、計画の目的等を記載しております。

次に2ページでは、博物館の基本方針としまして、まず(1)で、鳥の博物館の開館以来の理念であります、「人と鳥の共存」について述べております。(2)では、「楽しく、学びが得られ、役に立つ、鳥が好きになる博物館」、「鳥類標本のコレクションを活用し、質の高い教育普及活動を行う博物館」、「鳥の科学と地域の自然の情報センターとなる博物館」、「つながり、ひろがり、進歩する博物館」、以上4つの基本方針を掲げております。

3ページからは、「現状と課題」として、鳥の博物館の現状分析と課題を整理しております。(1)の展示上の課題では、①情報更新の必要性としまして、開館当時の情報に基づいた展示となっている部分につきまして、更新の必要性があることを記載しております。

次のページです。4ページ②の情報充実の必要性では、展示内容に不十分な面がある面を充実する必要があることを記載しております。③設備の維持管理がしづらい展示物や装置を更新する必要があることを記載しております。こちらの3点を課題として掲げております。5ページの(2)では、展示以外の課題として、収蔵庫が手狭となっていることですか、ミュージアムショップの配置などについて記載しております。

同じ5ページからの4「展示のあり方」については、リニューアル後の展示のあり方についてまとめております。こちら4つの視点からまとめておまして、(1)「『活用』の視点」「『わかりやすさ』の視点」「『使いやすさ』の視点」「『費用対効果』の視点」の以上の視点から検討しておまして、6ページから10ページにかけては7つの方針を掲げております。

まず、6ページ、一つ目の方針ですが、「(1)収蔵資料を活用した展示」として、現在の多目的ルームの壁面に収蔵機能を持たせ、日本産鳥類に関する展示を新設するほか、収蔵庫にある資料をできるだけ多く見ていただけるような展示をすることとしています。

ページをめくっていただきまして、7ページでは、「(2)デジタル技術を活用した展示」としまして、デジタル技術の活用効果として、表現力の向上、情報量の増大、更新性の向上、体験性の向上、こちらを想定しまして、目的に合わせて総合的に最適なデジタル媒体を選択することとしております。

8ページの「(3)わかりやすい構成・動線」では、鳥の博物館のテーマである「人と鳥の共存」につながるような動線とすることを記載しております。同じく8ページの「(4)わかりやすい展示・解説」では、幅広い層に理解していただけるような展示解説とすることですか、映像の活用、体験型の展示を取り入れていくこととしております。

ページめくっていただきまして9ページになります。「(5)インクルーシブな展示」では、解説の多言語化や言葉によらない展示の工夫などを進めることとしております。「(6)維持

管理しやすい展示」では、展示物の耐久性やメンテナンスのしやすさを考慮することとしております。

10 ページ「(7)費用対効果の高い展示」では、現在の施設や備品を活かしまして維持管理費も考慮した展示とすることなどを記載しております。

次の 11 ページからは、リニューアル後の展示についてまとめております。トランプのマークがそれぞれの文末に記されている形となっているんですが、こちらはちょっと戻りまして、3 ページにあります博物館の4つの課題こちらの課題にそれぞれマークを付しております、その課題への対応状況となる項目の文末に同じマークを付しているものです。

ページを戻っていただきまして11ページになります。(1)展示構成の概要では、まず「全体共通」で、多言語解説や館内の通信環境の整備ですとか、体験性を伴うコンテンツにより多くの方が自然への理解を深められるようにすることとしています。下段にございます、1 階のフロア図をご覧ください。こちらでは現在 2 階にありますミュージアムショップの 1 階への移転を記載しておりますが、この詳細につきましては、総合的に判断することと記載しております。こちら今年度に入りまして、改めて検討を進めている状況でして、現時点では、そのとおりのスペースに移転しまして、狭くなってしまうという点につきましては、陳列方法を工夫したり、グッズの自動販売機やカプセルトイを導入するなどの方法で対応するという方向で考えております。

次に 12 ページになります。2 階のフロア図をご覧ください。「手賀沼の鳥」のコーナーは、開館当時の鳥類相を基にした展示のままとっておりますので、こちらは現状に合わせた、またメンテナンス、更新のしやすい展示としてまいります。多目的ホールにつきましては、壁面の一部に収蔵展示の機能を持たせまして、これまで収集してきた標本をできるだけ多く紹介していきます。ミュージアムショップを 1 階に移転することによりまして、生まれるスペース、こちら赤字で記載してございますが、「図書・体験コーナー」として、来館者、特に子どもたちが興味を持って鳥について学べる場所としてまいります。

13 ページ、3 階のフロア図をご覧ください。「鳥の起源と進化」の展示解説は、最新の知見を反映した内容に改めてまいります。人間の活動により絶滅したドードーなどを今展示しているんですけども、こちらは動線の最後となる「鳥の保全」コーナーに移動することとしております。また、飛翔や繁殖など、「鳥の行動・生態」に関する展示を強化しまして、このフロア図ですと上の方になるんですが、「世界の鳥」コーナーの中央に配置することを想定しております。この 3 階部分のイメージにつきましては、14 ページ以降でお示ししております。14 ページは「鳥の起源と進化」のコーナーのイメージ、15 ページは、「鳥の行動・生態」のコーナーのイメージ、16 ページは「鳥の保全」コーナーのイメージ図となっております。

17 ページでは、概算事業費がどの程度になるかを試算しております。算出に当たりましては、近年整備されました鳥の博物館と同規模の施設の整備費を参考とした平米当たりの単価 65 万円程度に、全面リニューアルを予定している展示室の面積をかけまして、3.6 億円から 3.8 億円と想定しております。この算出に含んでいない 1 階部分の整備費など

や、算出に使用した近年の事例が物価高騰前であったことを考えますと、額はさらに大きくなると予想しております。金額につきましては、改めて事業者に見積りを依頼しているところです。

18 ページから 19 ページでは、運営体制としまして、五つの視点からまとめております。次に 20 ページになります。今後の検討事項として、学校との連携ですとか、手狭となっている収蔵スペースの増設の検討、財源確保の工夫の3つの課題に取り組むこととしております。

最後は、21 ページ、実施スケジュールになります。展示設計に10 か月程度、展示制作と設置に15 か月程度を見込んでおります。表でスケジュールのイメージを示しておりまして、本来でしたら、具体的な実施年度を記載すべきなんですけれども、具体的な実施年度については未定のため、このような表現となっております。現在は、このページの 2 段落目に記載のとおり、詳細部分についての設計や必要な財源の確保策に向けた検討を進めているところになります。その後は資料編になりますので、ご覧いただければと思います。説明は以上になります。

○渡邊会長 鳥の博物館展示リニューアル基本計画について質問等ありますか。

○小泉委員 すいません選出母体の関係なので、じっくりやらさせていただきます。まず博物館の展示リニューアルというのは、やはり鳥類学を扱う以上、あの学術の進展に伴うリニューアルを意識したやり方というのは大変理にかなっていて、本当に今までやれなかったことが惜しかったくらいで、大変良いことだと思っております。

私も市民スタッフからいろいろお話を聞いてはいるんですけど、まず、このリニューアル計画について市民スタッフはその存在すら知らなかったんですよ。実際に現場で来館者とのインターフェースのかなり大きな部分を占めるのが、市民スタッフと来館者との対話なんですよ。そういった市民スタッフの舞台としての展示室というもう一つの役割ですよ。資料展示とかだけではなく、来館者に何かを伝えるための作業を円滑に行う。その部分をもう少し意識して、たとえば市民スタッフからもこんなことやりたいとかやって欲しいとかという意見をかなり持ってらっしゃる方もいらっしゃるんで、意見を聞いてみると良いかと思えます。

それから、20 年前の館長なんですけど石田さんが館長の時代、こういう博物館という地域科学館はどうしても 1 回来ればいいやになっちゃうことがすごく多いという話がありまして、この資料の8ページ、9 ページ辺りにおいては、そんな状況が見て取れると思うんですけど、そうじゃなくて、市民にちゃんとリピーターになって市民の学びや文化のよりどころになるようなことをやるとか、あるいはもう鳥一本でやっちゃうと鳥に興味のない人も最初から博物館には来ないわけですから、あんまり鳥にこだわり過ぎるのではなく、地域の自然史博物館としてちゃんと位置付けて、いろいろな人に対応していけるようにしたいねっていう話、20 年前にその当時の館長が話していたことなんですけど、今まさにそれが必要な時期ではないかなと思います。そういう意味でも博物館の立地であるこの我孫子の自然環境

や、鳥類相などをうまく生かして、有機的なつながりを持たせて、博物館として成り立たせていく、我孫子にこの博物館がなければいけない、我孫子だからこういう博物館が成立するんだ、みたいなところが自信持って言えるくらいまで行けたらいいなと思います。

それから 18、19 ページ辺りに人材確保の問題があるんですけど、今市民スタッフはなかなか人が集まりません。以前、東京都動物園協会からいらっしゃった嘱託学芸員の方が、市民スタッフをずいぶんスカウトしたんですけど、そのときの人選基準が何でも興味を持って来て、人懐っこいからという、それだけだったんですよ。つまり鳥に関する知識とか、具体的なスキルに関しては、OJT でも何でもスタッフになってからスキルアップが十分にできる。何よりも大切なのは、人が好き、鳥が好き、博物館が好き、そういった形で何にでも興味を持って動けるような人材の方が大切なのではないかとということで、今の博物館の人材の選択基準だと、どうしても面接の段階で、びっくりして逃げちゃう人が多いんですよ。ですから、その選考基準というのも含めて、人の集め方、担い手の育て方というのも検討していただければと思います。もし、専門性の高い人材が必要であるのであれば、そういう来館者とインターフェースの役割とは別に、より学術性の高い例えば北海道大学の博物館では「パラタクソノミスト」と言って、準分類学者ですよ。そういった人材の育成、採用を行っていますけど、そういった専門性を持たせたスタッフが採用できて、その方がある程度以上の誇りを持って活動できるような環境があれば、その博物館の学術的なバックアップもかなり厚みが出ると思います。そういった点をそんな遠くない将来には、考えていただけたらなと思います。

○渡邊会長 いかがでしょうか。

○鳥の博物館長 ご意見ありがとうございます。博物館の市民スタッフにつきましては、こちらのリニューアル基本計画でも記載ございますように、鳥に限らず地域の自然史情報ですとか、身近な自然に興味を持つ、ですとか、そういったことも重視しておりますので、広く何にでも興味を持っていただける方ですとか、そういう方も市民スタッフとして今後、検討をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○渡邊会長 他にありますか。なければ時間が押しておりますので、図書館の報告事項3件をまとめてお願いできますか。

○図書館長 今までの課と違い、大分かいつまんで説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○図書館長補佐 まず「我孫子市子どもの読書活動推進計画(第二次)」についてです。お配りした資料の 7、薄いピンクの表紙のものです。読書活動推進計画の第一次については、平成 31 年 3 月に策定させていただいて 5 年間にわたり、「我孫子市で育つすべての子どものために」ということを目指して子どもの読書活動推進に努めてきました。その後、令和 6 年 3 月にこの第二次を策定させていただきました。目的と計画の位置付けについては、冊子の方でご確認いただけますので、3 ページのところに載っていますので、後ほどお読みいただきたいと思います。この第二次の策定に当たっては、アンケートを実施してい

まして、本市の子どもの読書活動の現状を把握するとともに、読書活動に影響を与える要因との関連を明らかにして、計画に反映するように取り組みました。あとアンケート結果と分析については、4 ページから 10 ページのところに掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

この第一次の成果と課題を踏まえまして、4 点の基本方針を定めました。基本方針については 14 ページのところに掲載してあります。こちらも説明文もありますので後ほどお読みいただければと思います。今後も図書館としましては、この計画を軸にして、子どもの読書活動を推進していきたいと思っております。

今年度の事業についてですが、ミニ移動図書館「めるへん号」について、カラーのイラストが入っている A4 の用紙をお配りしています。現在、移動図書館車で学校を回らせていただいているんですけども、そちらよりも小さい軽自動車タイプの「めるへん号」という名称の移動図書館車を今年度から導入しまして、道幅が狭くて巡回できなかった高野山小学校をはじめ、保育園、幼稚園、子ども向けのイベントなどに出向いて機動力を生かして読書活動をさらに広げていこうという事業になります。現在行っているのが事業の PR も兼ねて、こちらの資料に掲載してありますとおり、小中学生からキャッチフレーズの募集を行っております。今 30 数件、応募作が届いておりますので、決まりましたら発表させていただきます。それから購入資金に充てるため、クラウドファンディングを実施する予定になっています。8 月から 10 月の 3 か月間、目標額の設定は 100 万円として、クラウドファンディングを実施させていただきます。ふるさと納税の対象になりますので、広報などにも掲載して、今、ご協力を呼びかけているところになります。

もう一つは、昨年導入しました、あびこ電子図書館についてのご報告です。市内の小・中学生には学校の授業で積極的に活用してもらうために、全校全学年に ID を発行させていただいて、今学校の方にも説明に出向いたりしましたのでかなりの数、小・中学生が使ってくれている状態になっています。このあびこ電子図書館内の我孫子デジタル郷土資料については、郷土学習に役立つ資料をデジタル化して載せているんですけども、こちらに関しても子どもたちの利用もありますし、ログインしなくても利用できるというところで、市民以外、全国から問合せがあつて、利用されていることが確認されていますので、市の PR にもつながっているかと捉えております。6 月末までの登録者数が、4 万 3981 人、総ログイン数は 2 万 2313 件とかなりのアクセスをいただいておりますので、今後もさらに魅力的なコンテンツを入れて利用が促進されるように努めたいと思っております。

○渡邊会長 ありがとうございます。図書館に関しての質問等がありましたら、押して申し訳ないんですけど、これで終了でいいですか。それぞれの委員の方のメールアドレスは事務局分かっていますか。

○事務局(佐藤) お 2 人ほどまだ分かっていません。

○渡邊会長 資料を渡されてそんなに期間もなかったし、今日説明を受けても分からなかったところ、もうちょっと読んでみたいところがあったら、メールで事務局からどうでしょう

か、というような一報を入れていただければ、また返事を書くとか。これから思い当たった質問ができるような形を取りたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

傍聴の方、一言あれば3分以内でお願いします。

○傍聴人（意見等の発言あり）

○渡邊会長 今日これで終了いたしますけれども、先ほど申し上げたとおり、資料で分からないところ、それから質問等ありましたら、どうぞ事務局に答えていただいて、この審議会自体が年2回程度しかありませんので、どんどん聞いていただくことが、自分たちの理解につながると思いますので、どうぞよろしくお願いします。本日はお疲れ様でした。

----- 11時53分 散会 -----